



# 熊本県公報

号外 第16号  
令和3年(2021年)  
3月30日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

- 告 示  
○令和3年度(2021年度)予算の要領…………… (財政課) 1

## 告 示

### 熊本県告示第312号の2

令和3年度(2021年度)熊本県の一般会計の予算及び特別会計の予算が令和3年2月熊本県議会定例会において次のとおり議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定によりその要領を公表する。

令和3年(2021年)3月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 令和3年度熊本県一般会計予算

令和3年度熊本県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

#### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ865,114,050千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

#### (債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

#### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

#### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、80,000,000千円と定める。

#### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算  
歳 入

款	項	金 額
		千円
1 県	税	146,785,043
	1 県 民 税	42,196,623
	2 事 業 税	30,550,875
	3 地 方 消 費 税	30,575,138
	4 不 動 産 取 得 税	3,742,431
	5 県 た ば こ 税	1,953,933
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	488,358
	7 軽 油 引 取 税	14,112,678
	8 自 動 車 税	23,039,315
	9 鉦 区 税	9,416
	10 狩 猟 税	17,834
	11 産 業 廃 棄 物 税	98,442
2 地方消費税清算金		79,218,545
	1 地方消費税清算金	79,218,545

款	項	金 額
		千円
3 地方譲与税		19,165,765
	1 特別法人事業譲与税	16,713,055
	2 地方揮発油譲与税	2,115,534
	3 石油ガス譲与税	48,106
	4 自動車重量譲与税	111,146
	5 地方道路譲与税	1
	6 森林環境譲与税	163,572
	7 航空機燃料譲与税	14,351
4 地方特例交付金		918,102
	1 地方特例交付金	918,102
5 地方交付税		219,669,000
	1 地方交付税	219,669,000
6 交通安全対策特別交付金		304,004
	1 交通安全対策特別交付金	304,004
7 分担金及び負担金		3,531,999

款	項	金 額
		千円
	1 分 担 金	769,511
	2 負 担 金	2,762,488
8 使用料及び手数料		9,448,576
	1 使 用 料	6,610,025
	2 手 数 料	2,838,551
9 国庫支出金		147,145,126
	1 国庫負担金	48,335,747
	2 国庫補助金	95,904,154
	3 国庫委託金	2,905,225
10 財産収入		1,302,333
	1 財産運用収入	877,457
	2 財産売却収入	424,876
11 寄 附 金		230,276
	1 寄 附 金	230,276
12 繰 入 金		40,048,932

款	項	金 額
		千円
	1 特別会計繰入金	466,048
	2 基金繰入金	39,582,884
13 繰越金		1
	1 繰越金	1
14 諸収入		86,486,348
	1 延滞金、加算金及び過料等	186,336
	2 県預金利子	2,215
	3 貸付金元利収入	71,892,972
	4 受託事業収入	1,105,580
	5 収益事業収入	3,165,459
	6 利子割精算金収入	69
	7 雑収入	10,133,717
15 県債		110,860,000
	1 県債	110,860,000
歳入合計		865,114,050

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 議 会 費		1,344,775
	1 議 会 費	1,344,775
2 総 務 費		39,769,684
	1 総 務 管 理 費	12,573,586
	2 企 画 費	8,610,226
	3 徴 税 費	7,300,104
	4 市 町 村 振 興 費	7,268,735
	5 選 挙 費	1,317,973
	6 防 災 費	1,950,327
	7 統 計 調 査 費	444,606
	8 人 事 委 員 会 費	155,229
	9 監 査 委 員 費	148,898
3 民 生 費		105,816,934
	1 社 会 福 祉 費	59,062,651

款	項	金 額
		千円
	2 児 童 福 祉 費	38,544,952
	3 生 活 保 護 費	4,792,379
	4 災 害 救 助 費	3,416,952
4 衛 生 費		78,476,181
	1 公 衆 衛 生 費	64,001,066
	2 環 境 衛 生 費	11,623,170
	3 保 健 所 費	1,604,655
	4 医 薬 費	1,247,290
5 勞 働 費		2,534,161
	1 勞 政 費	243,733
	2 職 業 訓 練 費	1,898,684
	3 失 業 対 策 費	289,602
	4 勞 働 委 員 会 費	102,142
6 農 林 水 産 業 費		63,425,934
	1 農 業 費	17,265,140

款	項	金 額
		千円
	2 畜 産 業 費	2,180,029
	3 農 地 費	23,233,963
	4 林 業 費	16,484,985
	5 水 産 業 費	4,261,817
7 商 工 費		86,565,079
	1 商 業 費	77,929,294
	2 工 鉱 業 費	6,899,337
	3 観 光 費	1,736,448
8 土 木 費		82,097,944
	1 土 木 管 理 費	2,401,482
	2 道 路 橋 り ょ う 費	37,827,799
	3 河 川 海 岸 費	27,392,601
	4 港 湾 費	4,847,103
	5 都 市 計 画 費	7,599,413
	6 住 宅 費	2,029,546



款	項	金 額
9 警 察 費		千円 38,522,847
	1 警 察 管 理 費	34,323,812
	2 警 察 活 動 費	4,199,035
10 教 育 費		142,338,058
	1 教 育 総 務 費	34,538,021
	2 小 学 校 費	37,864,370
	3 中 学 校 費	21,717,576
	4 高 等 学 校 費	29,876,811
	5 特 別 支 援 学 校 費	13,178,118
	6 大 学 費	1,205,621
	7 社 会 教 育 費	2,269,500
11 災 害 復 旧 費		32,824,163
	1 総 務 災 害 復 旧 費	2,427,377
	2 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	13,041,143

款	項	金 額
		千円
	3 商工災害復旧費	998,987
	4 土木災害復旧費	15,658,344
	5 警察災害復旧費	43,146
	6 教育災害復旧費	655,166
12 公 債 費		97,183,446
	1 公 債 費	97,183,446
13 諸 支 出 金		94,014,844
	1 繰 出 金	16,135,806
	2 ゴルフ場利用税金 交 付 金	341,783
	3 利子割交付金	127,692
	4 利子割精算金	143
	5 地 方 消 費 税 金 清 算 金	30,074,580
	6 地 方 消 費 税 金 交 付 金	39,821,050
	7 配当割交付金	513,822
	8 株式等譲渡所得割 交 付 金	540,806

款	項	金 額
		千円
	9 軽油引取税金 交 付	3,435,756
	10 所得割交付金	134,965
	11 環境性能割金 交 付	617,953
	12 法人事業税金 交 付	2,270,488
14 予 備 費		200,000
	1 予 備 費	200,000
歳 出	合 計	865,114,050

第2表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 県庁舎空調設備改修事業 熊 本 市	令和4年度	千円 181,948
2 県庁舎給排水設備改修事業 熊 本 市	令和4年度	31,287
3 県立劇場施設整備事業 熊 本 市	令和4年度	22,682
4 母子家庭等の児童の身元保証 母子家庭等の児童の身元保証に関する条例 (昭和34年熊本県条例第38号)に基づく令和3年 度における身元保証契約に伴う損害賠償	令和3年度 ～令和6年度	7,500
5 動物愛護センター整備事業 宇 城 市	令和4年度	80,000
6 児童家庭支援センター運營業務	令和4年度 ～令和5年度	72,956
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	36,478 36,478
7 生活保護世帯進学応援資金貸付 生活保護世帯から大学等へ進学する者に対す る生活費等資金の貸付け	令和4年度 ～令和6年度	3,442
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	1,438 1,002 1,002
	令和4年度 ～令和8年度	35,895
8 医師修学資金貸付 医師修学資金貸与条例(平成20年熊本県条例 第45号)に基づく貸与契約に伴う修学資金の貸 付け	令和4年度 ～令和8年度	35,895
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	7,179 7,179 7,179 7,179 7,179
	令和4年度	2,605
	令和4年度	169,565
	令和4年度	169,565

事 項	期 間	限 度 額													
11 農地売買等支援事業等損失補償 菊池地域農業協同組合（以下「JA菊池」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億5,000万円を限度額として農地売買等支援事業等資金を融資したことについて損失を受けた場合、県がJA菊池に行う損失補償	令和3年度 ～令和13年度	千円 90,000													
12 農地売買等支援事業損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に10億円を限度額として農地売買等支援事業資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和3年度 ～令和13年度	600,000													
13 農地中間管理機構条件整備損失補償 公益社団法人全国農地保有合理化協会（以下「協会」という。）が公益財団法人熊本県農業公社に1億2,189万円を限度額として農地中間管理事業に係る条件整備資金を貸し付けたことについて損失を受けた場合、県が協会に行う損失補償	令和3年度 ～令和13年度	74,000													
14 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、令和3年度において総額47億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和4年度 ～令和24年度	501,604													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>農 協 銀 行</td> <td>15年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">共同</td> <td>農 協</td> <td rowspan="2">20年 以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>銀 行</td> <td>年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子補給率	個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内	共同	農 協	20年 以内	年1.30%以内	銀 行	年0.60%以内	年次別内訳 令和4年度 54,130 令和5年度 55,850 令和6年度 55,991 令和7年度 52,630 令和8年度 48,148 令和9年度 43,604 令和10年度 39,167 令和11年度 34,517 令和12年度 29,973 令和13年度 25,429 令和14年度 20,941 令和15年度 16,341 令和16年度 11,797 令和17年度 7,253 令和18年度 2,716 令和19年度 1,199 令和20年度 875 令和21年度 611 令和22年度 347 令和23年度 81 令和24年度 4
区 分	期 間	利子補給率													
個人	農 協 銀 行	15年 以内	年1.30%以内												
共同	農 協	20年 以内	年1.30%以内												
	銀 行		年0.60%以内												

事 項	期 間	限 度 額				
15 農業経営負担軽減支援資金利子補給 農業協同組合等が、既往債務の負担軽減を図るために必要な資金を、地域農業の担い手となる意欲ある農業者等に対し、令和3年度において総額5億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	令和4年度 ～令和19年度	千円 46,742				
	年次別内訳					
	令和4年度	6,080				
	令和5年度	6,250				
	令和6年度	6,250				
	令和7年度	5,716				
	令和8年度	5,017				
	令和9年度	4,310				
	令和10年度	3,603				
	令和11年度	2,897				
	令和12年度	2,190				
	令和13年度	1,483				
	令和14年度	1,113				
	令和15年度	848				
	令和16年度	588				
令和17年度	327					
令和18年度	67					
令和19年度	3					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th style="width: 70%;">利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">15年以内</td> <td style="text-align: center;">年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子補給率	15年以内	年1.30%以内		
期 間	利子補給率					
15年以内	年1.30%以内					
16 指定野菜価格安定対策資金支払保証 一般社団法人熊本県野菜価格安定資金協会（以下「協会」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構に対して支払う指定野菜価格安定対策資金に不足を生じた場合、県が協会に対しその不足額を補助する支払保証	令和3年度 ～令和4年度	664,656				
17 農業大学校改修事業 合 志 市	令和4年度	294,119				
18 農業研究センター改修事業 合 志 市	令和4年度	306,683				
19 アグリシステム総合研究所改修事業 八 代 市	令和4年度	35,686				
20 天草家畜保健衛生所整備事業 天 草 市	令和4年度	350,650				
21 第一海路口地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和4年度 ～令和6年度	1,800,000				
	年次別内訳					
	令和4年度	600,000				
令和5年度	800,000					
令和6年度	400,000					
22 松の木堰地区農業生産基盤整備事業 熊 本 市	令和4年度	183,000				
23 古閑浜地区農業生産基盤整備事業 八 代 市	令和4年度	687,000				

事 項	期 間	限 度 額
24 昭和地区農業生産基盤整備事業 八代市	令和4年度	千円 280,000
25 尾田川地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和4年度 ～令和5年度	490,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	200,000 290,000
26 梅林地区農業生産基盤整備事業 玉名市	令和4年度 ～令和5年度	700,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	420,000 280,000
27 荒木浜地区農業生産基盤整備事業 上天草市	令和4年度 ～令和5年度	123,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	75,000 48,000
28 乙ヶ瀬地区中山間地域総合整備事業 南阿蘇村	令和4年度	120,000
29 松原地区農村地域防災減災事業 宇土市	令和4年度	280,000
30 金剛地区農村地域防災減災事業 八代市	令和4年度	150,000
31 大開2期地区農村地域防災減災事業 玉名市	令和4年度 ～令和5年度	360,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	300,000 60,000
32 平原地区農村地域防災減災事業 長洲町	令和4年度 ～令和5年度	880,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	480,000 400,000
33 益南地区農村地域防災減災事業 宇城市	令和4年度 ～令和5年度	1,310,000
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	400,000 910,000

事 項		期 間	限 度 額												
34 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、令和3年度において総額8億7,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給		令和4年度 ～令和23年度	千円 66,005												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利 子 補 給 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">個人施設等資金</td> <td>130トン未満の漁船 その他の施設</td> <td>20年以内</td> <td rowspan="2">年1.30%以内</td> </tr> <tr> <td>育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金</td> <td>5年以内</td> </tr> <tr> <td>共同利用施設等資金</td> <td>農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金</td> <td>20年以内</td> <td>年0.60%以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利 子 補 給 率	個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.30%以内	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内	共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.60%以内	年次別内訳 令和4年度 5,976 令和5年度 5,976 令和6年度 5,976 令和7年度 5,787 令和8年度 5,409 令和9年度 5,032 令和10年度 4,653 令和11年度 4,274 令和12年度 3,895 令和13年度 3,518 令和14年度 3,140 令和15年度 2,761 令和16年度 2,383 令和17年度 2,005 令和18年度 1,626 令和19年度 1,293 令和20年度 1,006 令和21年度 719 令和22年度 432 令和23年度 144
区 分	期 間	利 子 補 給 率													
個人施設等資金	130トン未満の漁船 その他の施設	20年以内	年1.30%以内												
	育成期間が通常1年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に必要な資金	5年以内													
共同利用施設等資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年0.60%以内												
35 漁業経営維持安定対策利子補給 漁業協同組合等が漁業経営維持安定資金を漁業者に対し、令和3年度において総額8,000万円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給		令和4年度 ～令和13年度	6,767												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子補給率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.30%以内</td> </tr> </tbody> </table>		期 間	利子補給率	10年以内	年1.30%以内	年次別内訳 令和4年度 1,041 令和5年度 1,043 令和6年度 1,041 令和7年度 966 令和8年度 817 令和9年度 670 令和10年度 520 令和11年度 371 令和12年度 223 令和13年度 75									
期 間	利子補給率														
10年以内	年1.30%以内														
36 資源管理・漁場改善・浜の活力再生円滑化支援利子助成 資源管理計画、漁場改善計画又は浜の活力再生プランに参画した漁業者が、漁船の取得等のために漁業近代化資金等を漁業協同組合等から借り入れた場合の漁業者に対する利子助成		令和4年度 ～令和14年度	48,224												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁船取得</td> <td>10年以内</td> <td rowspan="2">年2.0%以内</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>5年以内</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	期 間	利子助成率	漁船取得	10年以内	年2.0%以内	その他	5年以内	年次別内訳 令和4年度 6,000 令和5年度 6,000 令和6年度 6,000 令和7年度 5,528 令和8年度 5,028 令和9年度 4,528 令和10年度 4,028 令和11年度 3,528 令和12年度 3,028 令和13年度 2,528 令和14年度 2,028					
区 分	期 間	利子助成率													
漁船取得	10年以内	年2.0%以内													
その他	5年以内														



事 項	期 間	限 度 額			
37 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額250億5,000万円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	令和3年度 ～令和16年度	千円 472,160			
38 中小企業協同組合等設備投資促進利子助成 高度化に取り組む中小企業協同組合等が、経営革新計画に基づく設備投資のために必要な資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業協同組合等に対する利子助成	令和4年度 ～令和13年度	12,004			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年以内</td> <td>年1.0%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	10年以内	年1.0%以内
期 間	利子助成率				
10年以内	年1.0%以内				
39 中小企業対策融資利子助成 新型コロナウイルス感染症により売上高が減少した中小企業者等が、事業継続等のために新型コロナウイルス感染症対応資金を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和4年度 ～令和6年度	123,500			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>利子助成率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>年1.90%以内</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	利子助成率	3年以内	年1.90%以内
期 間	利子助成率				
3年以内	年1.90%以内				
40 企業立地促進費補助	令和4年度 ～令和7年度	1,925,100			
	年次別内訳 令和4年度 600,000 令和5年度 600,000 令和6年度 425,100 令和7年度 300,000				
41 地場企業立地促進費補助	令和4年度	41,250			
42 道路改築事業 (国道324号第二天草瀬戸大橋) 天 草 市	令和4年度	1,380,000			
43 地域道路改築事業 (辛川鹿本線合志川橋) 菊 池 市	令和4年度	200,000			

事 項	期 間	限 度 額
44 警察関係業務	令和4年度 ～令和5年度	千円 1,637,176
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度	978,708 658,468
45 熊本工業高校実習棟改築工事 熊 本 市	令和4年度	170,730
46 荒尾支援学校整備事業 荒 尾 市	令和4年度	429,060
47 かもと稲田支援学校整備事業 山 鹿 市	令和4年度	279,879
48 松橋西支援学校整備事業 宇 城 市	令和4年度	393,745
49 永青文庫推進事業	令和4年度	12,238
50 駐在所仮設事務所賃借	令和4年度 ～令和6年度	6,830
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度	2,732 2,732 1,366
51 中小企業等復旧・復興支援利子助成 復旧事業に取り組む中小企業者等が、中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金に係る自己負担分の費用を金融機関から借り入れた場合の中小企業者等に対する利子助成	令和4年度 ～令和23年度	6,792
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11年度 令和12年度 令和13年度 令和14年度 令和15年度 令和16年度 令和17年度 令和18年度 令和19年度 令和20年度 令和21年度 令和22年度 令和23年度	590 590 590 573 538 504 469 434 399 365 330 295 261 226 191 157 122 87 53 18

  

期 間	利子助成率
20年以内	年2.0%以内

事 項	期 間	限 度 額
52 地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務 他の地方公共団体と共同して発行する地方債証券について、連帯して償還及び利息の支払をなす債務	令和3年度 ～令和13年度	千円 元金 1,345,000,000 千円及びその利息 に相当する金額
53 県有施設等管理業務	令和4年度 ～令和7年度	2,156
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度	539 539 539 539
54 情報処理関連業務	令和4年度 ～令和8年度	354,481
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度	228,471 40,277 34,644 34,306 16,783
55 事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	1,739,951
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	418,481 368,458 358,832 356,641 216,663 15,727 5,149

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
職業能力開発校整備事業費	千円 74,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
土地改良 国庫補助事業費	2,841,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
農地海岸保全国庫補助事業費	520,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをすること ができる。
農地防災 国庫補助事業費	274,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	
湛水防除 国庫補助事業費	363,000	(その他)	しを行った 後において	
造林 国庫補助事業費	36,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
林道 国庫補助事業費	668,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
治山 国庫補助事業費	2,450,000	り入れることがで きる。		
保安林整備 国庫補助事業費	210,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
沿岸漁場整備 国庫補助事業費	37,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
漁港 国庫補助事業費	145,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
観光施設整備 事業費	195,000	ことができる。		
道路橋りょう 国庫補助事業費	6,439,000			
道路維持 国庫補助事業費	2,724,000			
河川 国庫補助事業費	1,849,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
砂防 国庫補助事業費	千円 2,159,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
河川海岸保全 国庫補助事業費	168,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
港湾建設 国庫補助事業費	361,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
土地区画整理 事業費	567,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
街路 国庫補助事業費	1,443,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
都市公園整備 事業費	163,000	合により、一部又 は全部を翌年度以	は、当該見 直し後の利 率)	
公営住宅 建設事業費	446,000	降に繰り下げて借 り入れることがで		
空港直轄事業 金負担金	86,000	きる。 発行価格が額面		
土地改良直轄事業 金負担金	432,000	金額を下回るとき は、その発行差額		
農地海岸直轄事業 金負担金	421,000	をうめるため必要 な金額を加算した		
治山直轄事業 金負担金	778,000	額を限度額とする ことができる。		
道路直轄事業 金負担金	5,173,000			
河川直轄事業 金負担金	5,220,000			
砂防直轄事業 金負担金	923,000			
港湾直轄事業 金負担金	1,022,000			
鉄道施設 過年発生国庫 補助事業費	317,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
耕地災害 過年度発生国庫費 補助事業費	千円 232,000	(借入先) 財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
治山災害 現年度発生国庫費 補助事業費	2,000	(借入方法) 証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
治山災害 過年度発生国庫費 補助事業費	272,000	(その他) 工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	利率の見直 しを行った 後において	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
漁港災害 現年度発生国庫費 補助事業費	6,000		は、当該見 直し後の利 率)	
公共土木 現年度発生国庫費 補助事業費	329,000			
公共土木 過年度発生国庫費 補助事業費	4,000,000			
教育施設 過年度発生国庫費 補助事業費	56,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
公共土木直轄 災害復旧事業負担金	185,000			
総合庁舎整備 事業費	1,399,000			
県庁舎整備 事業費	461,000			
県立劇場整備 事業費	26,000			
博物館ネットワーク センター整備 事業費	33,000			
地域公共交通 確保維持改善 事業費	147,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災施設整備事業費	千円 89,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
くまもと県民交流館整備事業費	4,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
障がい者福祉施設整備事業費	42,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
老人福祉施設整備事業費	148,000	券発行(他の地方 公共団体との共同	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
清水が丘学園整備事業費	7,000	発行を含む。) (その他)	しを行った 後において	
公害調査機器整備事業費	30,000	工事その他の都 合により、一部又	は、当該見 直し後の利 率)	
動物愛護施設整備事業費	45,000	は全部を翌年度以 降に繰り下げて借		
技術短期大学校整備事業費	84,000	り入れることがで きる。		
農業公園整備事業費	6,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
農業大学校整備事業費	57,000	は、その発行差額 をうめるため必要		
農業試験研究機関整備事業費	74,000	な金額を加算した 額を限度額とする		
家畜保健衛生所整備事業費	198,000	ことができる。		
単県農業農村整備事業費	20,000			
単県林道整備事業費	15,000			
単県治山事業費	35,000			
森林公園整備事業費	45,000			
単県漁港整備事業費	49,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産研究センター整備事業費	千円 1,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
県有施設保全改修事業費	319,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
建設技術センター整備事業費	15,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
単県道路整備事業費	4,306,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
単県河川整備事業費	6,583,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
単県砂防整備事業費	984,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	は、当該見 直し後の利 率)	
単県河川海岸整備事業費	248,000	り入れることがで きる。		
単県港湾整備事業費	467,000	発行価格が額面 金額を下回るとき		
天草空港整備事業費	90,000	は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		
単県土地区画整理事業費	281,000			
単県街路整備事業費	113,000			
単県公園整備事業費	28,000			
警察施設整備事業費	985,000			
交通安全施設整備事業費	561,000			
私立学校施設整備事業費	100,000			
県立高等学校整備事業費	3,332,000			



起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化財保存整備費 事業費	千円 11,000	(借入先) 財務省、地方公	年5.0% 以 内	据置期間を含め 30年以内
社会教育施設整備費 事業費	472,000	共団体金融機構、 会社、その他	(ただし、 利率見直し	半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還、満期一括償 還等
県営体育施設整備費 事業費	3,000	(借入方法) 証書借入又は証	方式で借り 入れる資金	
総務施設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,109,000	券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	について、 利率の見直	ただし、県財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は借換えをするこ とができる。
耕 地 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	418,000	(その他) 工事その他の都	しを行った 後において	
治 山 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	23,000	合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借	は、当該見 直し後の利 率)	
治 山 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	5,000	り入れることがで きる。		
漁 港 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	2,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額		
林 道 現 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	3,000	をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする		
商 工 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	651,000	ことができる。		
公 共 土 木 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	153,000			
警 察 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	39,000			
教 育 施 設 過 年 発 生 単 県 災 害 復 旧 事 業 費	129,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p>臨時財政対策債</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p>41,738,000</p>	<p>(借入先)</p> <p>財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他</p> <p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)</p> <p>(その他)</p> <p>工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め30年以内</p> <p>半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等</p> <p>ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
<p style="text-align: center;">公 有 林 業 整 備 費 事 業 費</p>	<p style="text-align: right;">千円</p> <p style="text-align: center;">81,000</p>	<p>(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。） (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。</p>	<p>年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直しを行った 後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>据置期間を含め 50年以内 年賦元利均等償還又は元金均等償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。</p>

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利 率	償還の方法
災害援護資金 貸付事業費	10,000	政府貸付金の 借 入 れ	無 利 子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	110,860,000			

令和3年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

令和3年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,150,062千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
		千円
1 繰 入 金		13
	1 一般会計繰入金	13
2 繰 越 金		8,280
	1 繰 越 金	8,280
3 諸 収 入		1,141,769
	1 貸付金元利収入	1,137,209
	2 雑 入	4,560
歳 入 合 計		1,150,062

歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 商 工 費		12,991
	1 中小企業振興資金	12,991
2 公 債 費		945,308
	1 公 債 費	945,308
3 諸 支 出 金		191,763
	1 繰 出 金	191,763
歳 出 合 計		1,150,062

令和3年度熊本県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

令和3年度熊本県の母子父子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99,454千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 繰 越 金		14,157
	1 繰 越 金	14,157
2 諸 収 入		85,297
	1 貸付金元利収入	85,297
歳 入 合 計		99,454

歳 出

款	項	金 額
		千円
1 民 生 費		99,454
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金	99,454
歳 出 合 計		99,454

第2表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
母子父子寡婦福祉資金貸付 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に基づき実施する母子及び父子並びに寡婦に対する技能習得資金、生活資金、修学資金及び修業資金等の貸付け	令和4年度 ～令和9年度	千円 386,142
	年次別内訳	
	令和4年度	64,357
	令和5年度	64,357
	令和6年度	64,357
	令和7年度	64,357
	令和8年度 令和9年度	64,357 64,357

令和3年度熊本県収入証紙特別会計予算

令和3年度熊本県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,800,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算		
歳 入		
款	項	金 額
1 証 紙 収 入		千円 2,800,000
	1 証 紙 収 入	2,800,000
歳 入 合 計		2,800,000



歳 出		
款	項	金 額
		千円
1 諸 支 出 金		2,800,000
	1 繰 出 金	2,800,000
歳 出 合 計		2,800,000

令和3年度熊本県立高等学校実習資金特別会計予算

令和3年度熊本県の県立高等学校実習資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 321,513千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
		千円
1 使用料及び手数料		20,334
	1 使 用 料	20,334
2 財 産 収 入		172,835
	1 財 産 運 用 収 入	208
	2 財 産 売 払 収 入	172,627
3 繰 入 金		77,723
	1 一 般 会 計 繰 入 金	53,566
	2 基 金 繰 入 金	24,157
4 繰 越 金		50,621
	1 繰 越 金	50,621
歳 入 合 計		321,513

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		千円 321,513
	1 高 等 学 校 費	321,513
歳 出 合 計		321,513

第2表 債務負担行為 設 定		
事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	令和4年度 ～令和10年度	千円 1,026
	年次別内訳 令和4年度 令和5年度 令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度	162 162 162 162 162 162 54